

新旧対照表

○千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）

改正後			改正前		
<p>(法人の県民税に係る書類の様式)</p> <p>第十九条 法人の県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。</p>			<p>(法人の県民税に係る書類の様式)</p> <p>第十九条 法人の県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。</p>		
書類		様式番号	書類		様式番号
書類の種類	根拠条項		書類の種類	根拠条項	
一 <u>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書</u>	法第五十三条第三十六項及び第七十二条の二十四の十第六項	別記第五十三号様式の二	一 <u>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の還付請求書</u>	法第五十三条第三十六項及び第七十二条の二十四の十第六項	別記第五十三号様式の二
二 <u>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求棄却通知書</u>	法第五十三条第三十七項及び第七十二条の二十四の第十七項	別記第五十三号様式の三	二 <u>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の還付請求棄却通知書</u>	法第五十三条第三十七項及び第七十二条の二十四の第十七項	別記第五十三号様式の三
三 <u>法人税・法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書</u>	法第五十三条第四十二項及び政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）	別記第五十四号様式	三 <u>法人税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書</u>	法第五十三条第四十二項及び政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）	別記第五十四号様式
四 法人税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法第五十三条第四十三項	別記第五十五号様式	四 法人税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法第五十三条第四十三項	別記第五十五号様式
五 <u>法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定・加算金決定通知書</u>	法第五十五条第四項、第七十二条の四十二、第七十二条の四十六第六項及び第七十二条の四十七第五項	別記第五十六号様式	五 <u>法人県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正・決定・加算金決定通知書</u>	法第五十五条第四項、第七十二条の四十二、第七十二条の四十六第六項及び第七十二条の四十七第五項	別記第五十六号様式

六 法人県民税・事業税に係る課税標準額等の修正・更正・決定請求書	法第五十八条第四項並びに第七十二条の四十八の二第二項及び第六項	別記第五十七号様式
七 法人県民税分割基準修正(決定)通知書	法第五十八条第六項	別記第五十八号様式
八 法人の設立等報告書	条例第二十二條	別記第五十九号様式
九 法人の県民税減免申請書	条例第二十三条第二項	別記第六十号様式
十 法人県民税・事業税に係る課税標準額等通知書	法第六十三条第三項及び第七十二条の四十八の二第十二項	別記第六十一号様式

(法人の事業税に係る書類の様式)

第二十五条 法人の事業税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		様式番号
書類の種類	根拠条項	
一 <u>法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長の承認等通知書</u>	政令第二十四条の三第三項(政令第二十四条の四第七項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。)及び政令第二十四条の四第五項(政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。)	別記第六十八号様式
二 <u>法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書</u>	政令第二十四条の三第六項(政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。)	別記第六十九号様式
三 法人事業税徴収猶予申請	条例第三十八条	別記第七十号様式

六 法人県民税・事業税に係る課税標準額等の修正・更正・決定請求書	法第五十八条第四項並びに第七十二条の四十八の二第二項及び第六項	別記第五十七号様式
七 法人県民税分割基準修正(決定)通知書	法第五十八条第六項	別記第五十八号様式
八 法人の設立等報告書	条例第二十二條	別記第五十九号様式
九 法人の県民税減免申請書	条例第二十三条第二項	別記第六十号様式
十 法人県民税・事業税に係る課税標準額等通知書	法第六十三条第三項及び第七十二条の四十八の二第十二項	別記第六十一号様式

(法人の事業税に係る書類の様式)

第二十五条 法人の事業税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		様式番号
書類の種類	根拠条項	
一 <u>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書の提出期限の延長の承認等通知書</u>	政令第二十四条の三第三項(政令第二十四条の四第七項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。)及び政令第二十四条の四第五項(政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。)	別記第六十八号様式
二 <u>法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書</u>	政令第二十四条の三第六項(政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。)	別記第六十九号様式
三 法人事業税徴収猶予申請	条例第三十八条	別記第七十号様式

書		式
四 法人事業税徴収猶予期間延長申請書	法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）	別記第七十一号様式
五 法人事業税徴収猶予（徴収猶予期間延長・徴収猶予申請棄却）通知書	法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する法第十五条の二の二	別記第七十二号様式
六 法人事業税徴収猶予取消通知書	法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する法第十五条の三第三項	別記第七十三号様式

書		式
四 法人事業税徴収猶予期間延長申請書	法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）	別記第七十一号様式
五 法人事業税徴収猶予（徴収猶予期間延長・徴収猶予申請棄却）通知書	法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する法第十五条の二の二	別記第七十二号様式
六 法人事業税徴収猶予取消通知書	法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する法第十五条の三第三項	別記第七十三号様式

第三十九号様式
その一

(改正後)

納税証明書交付請求書

年 月 日

千葉県 事務所長 様
自動車税事務所長 様
次のとおり証明を受けたいので請求します。

納税者等	住所 (所在地)					取入証紙貼付欄
	フリガナ					
	氏名 (名称)					
	代表者の 氏名	電話 番号			法人番号	

- 1 本人及び法人の代表者以外が手続きを行う場合は、委任状等の権限を有することを証する書類が必要になります。
- 2 納付から2週間以内(市町村で納付した場合は2カ月以内)に交付請求をする場合は、領収証書(原本)を提示してください。
- 3 申告納付・納入から2週間以内に交付請求をする場合は、申告書の写し及び領収証書(原本)を提示してください。
- 4 代理人が行政書士の場合は、職印の押印が必要です。

来られた方 (代理人等) 窓口の方	住所	(上記と同じ場合は記入不要です。)			
	フリガナ				
	氏名	電話 番号			

使用目的	1 金融機関への提出(資金借入等) 2 入札参加資格審査申請 3 自動車の名義変更・所有権解除・抹消登録等 4 建設業許可申請(新規・更新)・変更届・事業年度終了届の提出 5 酒類販売業免許申請 6 公益法人認定申請 7 その他の目的 () ※該当するものに○を付けてください。(複数の目的で請求する場合は、目的ごとに別に請求してください。)
------	---

証明事項	県税に未納がないこと	1 全税目(完納証明)・特定の税目()	通	
	税額	2 法人県民税	事業年度: 月 日 ~ 年 月 日	通
		3 法人事業税・特別法人事業税	事業年度: 月 日 ~ 年 月 日	通
		4 個人事業税	所得年: 年 ~ 年	通
		5 自動車税(種別割)	年度分: 千葉・習志野・千・袖ヶ浦・野田・成田・柏・市川・船橋・松戸・市原 登録番号: かな	通
		6 その他		通
	滞納処分を受けたことがないこと	7 各種用途・酒類販売免許・公益法人認定	通	

【処理欄】 ※記入しないで下さい。

発行通数	通	手数料	円	本人確認	
------	---	-----	---	------	--

交付番号	所長		起案者	起案	
				決裁	
				施行	

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

第三十九号様式
その一

(改正前)

納税証明書交付請求書

年 月 日

千葉県 事務所長 様
自動車税事務所長 様
次のとおり証明を受けたいので請求します。

納税者等	住所 (所在地)					取入証紙貼付欄
	フリガナ					
	氏名 (名称)					
	代表者の 氏名	電話 番号			法人番号	

- 1 本人及び法人の代表者以外が手続きを行う場合は、委任状等の権限を有することを証する書類が必要になります。
- 2 納付から2週間以内(市町村で納付した場合は2カ月以内)に交付請求をする場合は、領収証書(原本)を提示してください。
- 3 申告納付・納入から2週間以内に交付請求をする場合は、申告書の写し及び領収証書(原本)を提示してください。
- 4 代理人が行政書士の場合は、職印の押印が必要です。

来られた方 (代理人等) 窓口の方	住所	(上記と同じ場合は記入不要です。)			
	フリガナ				
	氏名	電話 番号			

使用目的	1 金融機関への提出(資金借入等) 2 入札参加資格審査申請 3 自動車の名義変更・所有権解除・抹消登録等 4 建設業許可申請(新規・更新)・変更届・事業年度終了届の提出 5 酒類販売業免許申請 6 公益法人認定申請 7 その他の目的 () ※該当するものに○を付けてください。(複数の目的で請求する場合は、目的ごとに別に請求してください。)
------	---

証明事項	県税に未納がないこと	1 全税目(完納証明)・特定の税目()	通	
	税額	2 法人県民税	事業年度: 月 日 ~ 年 月 日	通
		3 法人事業税・特別法人事業税・ <u>地方法人特別税</u>	事業年度: 月 日 ~ 年 月 日	通
		4 個人事業税	所得年: 年 ~ 年	通
		5 自動車税(種別割)	年度分: 千葉・習志野・千・袖ヶ浦・野田・成田・柏・市川・船橋・松戸・市原 登録番号: かな	通
		6 その他		通
	滞納処分を受けたことがないこと	7 各種用途・酒類販売免許・公益法人認定	通	

【処理欄】 ※記入しないで下さい。

発行通数	通	手数料	円	本人確認	
------	---	-----	---	------	--

交付番号	所長		起案者	起案	
				決裁	
				施行	

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正後)

第五十三号様式の二

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 所 在 地 (電話) 千葉県 県税事務所長 様 法人名及び代表者氏名 法人番号 代表者住所			
		<p style="text-align: center; color: red;"> <u>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民 税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書</u> </p>	
		地方税法第53条第35項及び第72条の24の10第4項の規定により、次のとおり還付を請求します。	
		仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
仮装経理に基づく過大申告の更正年月日	年 月 日		
区 分	法人県民税 (法人税割)	法 人 事 業 税	特別法人事業税
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 ①	円	円	円
既に繰越控除された税額 ②			
還付を受けようとする税額 (①-②) ③	ア	イ	ウ
還付を受けようとする税額の合計 (ア+イ+ウ) ④	円		
地方税法第53条第35項及び第72条の24の10第4項に規定する事実が生じた日	年 月 日		
生じた事実の詳細			
その他参考となるべき事項			
還付を受けようとする金融機関等	銀行支店	預金種別	口座番号

(改正前)

第五十三号様式の二

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 所 在 地 (電話) 千葉県 県税事務所長 様 法人名及び代表者氏名 法人番号 代表者住所			
		<p style="text-align: center; color: red;"> <u>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民 税額・事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税 額の還付請求書</u> </p>	
		地方税法第53条第35項及び第72条の24の10第4項の規定により、次のとおり還付を請求します。	
		仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
仮装経理に基づく過大申告の更正年月日	年 月 日		
区 分	法人県民税 (法人税割)	法 人 事 業 税	特別法人事業税又 は地方法人特別税
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 ①	円	円	円
既に繰越控除された税額 ②			
還付を受けようとする税額 (①-②) ③	ア	イ	ウ
還付を受けようとする税額の合計 (ア+イ+ウ) ④	円		
地方税法第53条第35項及び第72条の24の10第4項に規定する事実が生じた日	年 月 日		
生じた事実の詳細			
その他参考となるべき事項			
還付を受けようとする金融機関等	銀行支店	預金種別	口座番号

様

千葉県 県税事務所長 閣

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税
額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求棄却通知書

さきに還付の請求のあった下記の税額については、次のとおりその請求を棄却したので、地方税法第53条第37項及び第72条の24の10第7項の規定により通知します。

棄却した還付請求	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 分	法人県民税 (法人税割)	法 人 事 業 税	特別法人事業税
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 ①		円	円	円
既に繰越控除された税額 ②				
還付を受けようとする税額(①-②) ③	ア		イ	ウ
還付を受けようとする税額の合計(ア+イ+ウ) ④				円
棄 却 の 理 由				

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

千葉県 県税事務所長 閣

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税
額・事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の
還付請求棄却通知書

さきに還付の請求のあった下記の税額については、次のとおりその請求を棄却したので、地方税法第53条第37項及び第72条の24の10第7項の規定により通知します。

棄却した還付請求	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 分	法人県民税 (法人税割)	法 人 事 業 税	特別法人事業税又は地方法人特別税
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 ①		円	円	円
既に繰越控除された税額 ②				
還付を受けようとする税額(①-②) ③	ア		イ	ウ
還付を受けようとする税額の合計(ア+イ+ウ) ④				円
棄 却 の 理 由				

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

(都道府県) 知事 様

千葉県 県税事務所長 様

法人税・法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の
提出期限の延長等に関する通知書

地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項(第24条の4第8項(第24条の4の2・第24条の4の3第3項・第24条の5))において準用する同令第24条の3第6項)の規定により、次のとおり通知します。

法人名			
法人番号			
主たる事務所又は事業所の所在地			
貴管内の事務所又は事業所の所在地			
適用事業年度		年 月 日から事業年度分から 年 月 日までの連結事業年度	
法人 税	申告書の提出期限の延長に関する届出内容	1 延長の処分があった。 2 指定があった。 3 指定に係る月数に変更された。 4 延長の処分が取り消された。 5 指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 既に延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった。	
	延長期間(指定月数)(変更後の月数)	月間	
	連結親法人	所在地	(電話)
		名称	
		法人番号	
事業税・特別法人事業税	申告書の提出期限の延長に関する処分等の内容	1 延長の承認をした。 2 指定をした。 3 指定に係る月数を変更した。 4 延長の処分を取り消した。 5 指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。	
	延長期間(期限)(指定した月数)(変更後の月数)	月間 (年 月 日)	

第 号
年 月 日

(都道府県) 知事 様

千葉県 県税事務所長 様

法人税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別
税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書

地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項(第24条の4第8項(第24条の4の2・第24条の4の3第3項・第24条の5))において準用する同令第24条の3第6項)の規定により、次のとおり通知します。

法人名			
法人番号			
主たる事務所又は事業所の所在地			
貴管内の事務所又は事業所の所在地			
適用事業年度		年 月 日から事業年度分から 年 月 日までの連結事業年度	
法人 税	申告書の提出期限の延長に関する届出内容	1 延長の処分があった。 2 指定があった。 3 指定に係る月数に変更された。 4 延長の処分が取り消された。 5 指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 既に延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった。	
	延長期間(指定月数)(変更後の月数)	月間	
	連結親法人	所在地	(電話)
		名称	
		法人番号	
事業税・特別法人事業税 税又は地方法人特別税	申告書の提出期限の延長に関する処分等の内容	1 延長の承認をした。 2 指定をした。 3 指定に係る月数を変更した。 4 延長の処分を取り消した。 5 指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。	
	延長期間(期限)(指定した月数)(変更後の月数)	月間 (年 月 日)	

(改正後)

第五十六号様式

その一 (一般用)

(表)

法人県民税・事業税・特別法人事業税 更正・決定・加算金決定通知書(納付告知書)				第 号	
納税者 所在地 法人名 代表者氏名	様				
管理 番号	事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	区 分	申告分	
事業税・特別法人事業税		県 民 税			
区 分		金 額		金 額	
区 分		課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額		課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額	
所得金額等の更正・決定	法第72条の2第1項第1号の事業	所得金額	1	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	30
		付加価値額	2	法人税割額	31
		資本金等の額	3	県民税の特定寄附金税額控除額	32
	法第72条の2第1項第2号の事業	収入金額	4	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	33
		所得金額	5	外国の法人税等の額	34
		付加価値額	6	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35
		資本金等の額	7	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35
		収入金額	8	利子割額の控除額	36
	法第72条の2第1項第3号の事業	所得金額	5	外国の法人税等の額	34
		付加価値額	6	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35
		資本金等の額	7	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35
		収入金額	8	利子割額の控除額	36
	法第72条の2第1項第4号の事業	所得金額	5	外国の法人税等の額	34
		付加価値額	6	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35
	資本金等の額	7	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35	
	収入金額	8	利子割額の控除額	36	
	付加価値額	9	納付の確定した当期分の法人税割額	37	
	資本金等の額	10	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額が過大である場合の納付額	38	
	収入金額	11	既還付請求利子割額の納付額	39	
	事業税額	12	差引法人税割額	40	
	事業税の特定寄附金税額控除額	13	(31-32-33-34-35-36-37-38+39)	40	
	仮装経理に基づく事業税額の控除額	14	均等割額	41	
	納付の確定した当期分の事業税額	15	納付の確定した当期分の均等割額	42	
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	16	差引均等割額	43	
	差引事業税額	17	(41-42)	43	
	更正・決定により納付すべき金額	18	更正・決定により納付すべき金額	44	
	(12-13-14-15-16)	17	(40+43)	44	
内訳	所得割				
	付加価値割				
	資本金割				
	収入割				
	基準法人所得割額	18			
	基準法人収入割額	19			
	特別法人事業税額	20	欠損金額の更正・決定	25	
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	21	欠損金額	25	
	納付の確定した当期分の特別法人事業税額	22	過少申告加算金額	26	
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	23	不申告加算金額	27	
	差引特別法人事業税額	24	重加算金額	28	
	(20-21-22-23)	24	更正・決定により納付すべき金額	29	
		24	(17+24+26+27+28)	29	
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおり したので通知します。この により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の金額を加 算した金額を 年 月 日までに納付してください。 千葉県 県税事務所長 印					

(改正前)

第五十六号様式

その一 (一般用)

法人県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 更正・決定・加算金決定通知書(納付告知書)				第 号		
納税者 所在地 法人名 代表者氏名	様					
管理 番号	事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	区 分	申告分		
事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税		県 民 税				
区 分		金 額		金 額		
区 分		課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額		課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額		
所得金額等の更正・決定	所得金額	1	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	23	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	
	付加価値額	2	法人税割額	24	法人税割額	
	資本金等の額	3	県民税の特定寄附金税額控除額	25	県民税の特定寄附金税額控除額	
	収入金額	4	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	26	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	
	事業税額	5	外国の法人税等の額	27	外国の法人税等の額	
	事業税の特定寄附金税額控除額	6	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	28	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	
	仮装経理に基づく事業税額の控除額	7	利子割額の控除額	29	利子割額の控除額	
	納付の確定した当期分の事業税額	8	納付の確定した当期分の法人税割額	30	納付の確定した当期分の法人税割額	
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	9	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	31	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
	差引事業税額	10	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	32	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
		10	(5-6-7-8-9)	32	(5-6-7-8-9)	
	内訳	所得割		差引法人税割額	33	差引法人税割額
		付加価値割		(24-25-26-27-28-29-30-31+32)	33	(24-25-26-27-28-29-30-31+32)
		資本金割		均等割額	34	均等割額
		収入割		納付の確定した当期分の均等割額	35	納付の確定した当期分の均等割額
		基準法人所得割額	11	差引均等割額	36	差引均等割額
		基準法人収入割額	12	(34-35)	36	(34-35)
		特別法人事業税額又は地方法人特別税額	13	更正・決定により納付すべき金額	37	更正・決定により納付すべき金額
	(33+36)	13	(33+36)	37	(33+36)	
	仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	14	過少申告加算金額	19	過少申告加算金額	
	納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額	15	不申告加算金額	20	不申告加算金額	
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	16	重加算金額	21	重加算金額	
	差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額	17	更正・決定により納付すべき金額	22	更正・決定により納付すべき金額	
	(13-14-15-16)	17	(10+17+19+20+21)	22	(10+17+19+20+21)	
	欠損金額の更正・決定	18	備考			
	欠損金額	18				
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおり したので通知します。この により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の金額を加算した金額を 年 月 日までに納付してください。 千葉県 県税事務所長 印						

注

- 1 処分に不服がある場合の救済方法
 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができ、この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 納付の場所
 最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)、市町村(一部を除く。)、県税事務所

(裏)

注

1 処分に不服がある場合の救済方法

この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 納付の場所

最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)
・市町村(一部を除く。)
・県税事務所

第五十七号様式

(改正後)

		第 号			
		年 月 日			
(都道府県) 知事 様		千葉県 県税事務所長 印			
法人県民税・事業税に係る課税標準額等の修正・更正・決定請求書					
地方税法第58条第4項及び第72条の48の2第 項の規定により、下記の法人について次のとおり請求します。					
法 人 名					
法 人 番 号					
主たる事務所等の所在地					
千葉県内にある従たる事務所等の所在地					
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで				
千葉県への申告等の状況	申告状況	確定・修正	有・無	年 月 日	
	費県からの通知	有・無	第 号	年 月 日	
	法人の県民税	千円			
	課税標準の総額	法人の事業税	法第72条の2第1項第1号の事業	所得金額	
				付加価値額	
				資本金等の額	
				収入金額	
		法第72条の2第1項第2号の事業	所得金額		
			付加価値額		
			資本金等の額		
		収入金額			
	法第72条の2第1項第3号の事業	所得金額			
		付加価値額			
		資本金等の額			
		収入金額			
	法第72条の2第1項第4号の事業	所得金額			
		付加価値額			
		資本金等の額			
		収入金額			
分割基準	総数		千葉県分		
請求の内容	法人の県民税	千円			
	課税標準の総額	法人の事業税	法第72条の2第1項第1号の事業	所得金額	
				付加価値額	
				資本金等の額	
				収入金額	
		法第72条の2第1項第2号の事業	所得金額		
			付加価値額		
			資本金等の額		
			収入金額		
		法第72条の2第1項第3号の事業	所得金額		
		付加価値額			
		資本金等の額			
		収入金額			
	法第72条の2第1項第4号の事業	所得金額			
		付加価値額			
		資本金等の額			
		収入金額			
分割基準	総数		千葉県分		
請求の理由					

備考

- 1 県民税と事業税の分割基準が異なる場合は、上段に県民税、下段に事業税の数値を記載すること。
- 2 法人課税信託に係るものにあつては、「法人名」の欄に法人課税信託の名称を併記すること。

第五十七号様式

(改正前)

		第 号			
		年 月 日			
(都道府県) 知事 様		千葉県 県税事務所長 印			
法人県民税・事業税に係る課税標準額等の修正・更正・決定請求書					
地方税法第58条第4項及び第72条の48の2第 項の規定により、下記の法人について次のとおり請求します。					
法 人 名					
法 人 番 号					
主たる事務所等の所在地					
千葉県内にある従たる事務所等の所在地					
事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで				
千葉県への申告等の状況	申告状況	確定・修正	有・無	年 月 日	
	費県からの通知	有・無	第 号	年 月 日	
	法人の県民税	千円			
	課税標準の総額	法人の事業税	所得金額		
			付加価値額		
			資本金等の額		
			収入金額		
	分割基準	総数		千葉県分	
	請求の内容	法人の県民税	千円		
		課税標準の総額	法人の事業税	所得金額	
付加価値額					
資本金等の額					
収入金額					
分割基準		総数		千葉県分	
請求の理由					

備考

- 1 県民税と事業税の分割基準が異なる場合は、上段に県民税、下段に事業税の数値を記載すること。
- 2 法人課税信託に係るものにあつては、「法人名」の欄に法人課税信託の名称を併記すること。

第 号
年 月 日
(都道府県) 知事 様
千葉県 県税事務所長 閣

法人県民税・事業税に係る課税標準額等通知書

このことについて、次のとおり通知します。

法人名						
主たる事務所等の所在地						
事業年度又は連結事業年度		年 月 日から 年 月 日まで				
資本金の額又は出資金の額		円 資本金等の額 円				
申告区分		申告年月日 処理区分 処理年月日				
申告年月日		年月日				
税務署		申告区分 申告年月日 処理区分 処理年月日				
処理状況		年月日 年月日				
課税標準の事業税総額	法人の県民税	千円	法人区分	法72の ^{39・41} / _{41の2} 適用		
	所得金額	年 万円以下	延長月数	(県民税)(事業税) 月 月 円		
		年 万円超				
		年 万円以下				
		年 万円超				
	法72の2第1項1号の事業	計又は軽減税率不適用法人の額	加算金処理状況	100分の15の割合で計算される部分対象所得の総額		
	付加価値額	不申告			対象所得の総額	
	法72の2第1項2号の事業	収入金額			申告	対象所得の総額
	法72の2第1項3号の事業	所得金額			重	対象所得の総額
	法72の2第1項4号の事業	付加価値額				
法72の2第1項3号の事業	資本金等の額					
法72の2第1項4号の事業	収入金額					
法72の2第1項4号の事業	収入金額					
関係都道府県名	事務所所在地	事業税の分割基準		県民税の分割基準		
本 県		1	2			
合計		都道府県数				
電気供給業及び法第72条の48第11項適用法人の課税標準		分割 1	分割 2	分割 3		
法人税割額から控除すべき外国の法人税等の総額		道府県民税分	補正後の従業者の総数	道府県民税分		
土地譲渡税額等		市町村民税分		市町村民税分		
備考		円				

備考 法人課税信託に係るものにあつては、「法人名」の欄に法人課税信託の名称を併記すること。

第 号
年 月 日
(都道府県) 知事 様
千葉県 県税事務所長 閣

法人県民税・事業税に係る課税標準額等通知書

このことについて、次のとおり通知します。

法人名						
主たる事務所等の所在地						
事業年度又は連結事業年度		年 月 日から 年 月 日まで				
資本金の額又は出資金の額		円 資本金等の額 円				
申告区分		申告年月日 処理区分 処理年月日				
申告年月日		年月日				
税務署		申告区分 申告年月日 処理区分 処理年月日				
処理状況		年月日 年月日				
課税標準の事業税総額	法人の県民税	千円	法人区分	法72の ^{39・41} / _{41の2} 適用		
	所得金額	年 万円以下の金額	延長月数	(県民税)(事業税) 月 月 円		
		年 万円を超え				
		年 万円以下の金額				
		年 万円を超え				
	法72の2第1項1号の事業	計又は軽減税率不適用法人の金額	加算金処理状況	100分の15の割合で計算される部分対象所得の総額		
	付加価値額	不申告			対象所得の総額	
	法72の2第1項2号の事業	収入金額			申告	対象所得の総額
	法72の2第1項3号の事業	所得金額			重	対象所得の総額
	法72の2第1項4号の事業	付加価値額				
法72の2第1項3号の事業	資本金等の額					
法72の2第1項4号の事業	収入金額					
法72の2第1項4号の事業	収入金額					
関係都道府県名	事務所所在地	事業税の分割基準		県民税の分割基準		
本 県		1	2			
合計		都道府県数				
電気供給業及び法第72条の48第11項適用法人の課税標準		分割 1	分割 2	分割 3		
法人税割額から控除すべき外国の法人税等の総額		道府県民税分	補正後の従業者の総数	道府県民税分		
土地譲渡税額等		市町村民税分		市町村民税分		
備考		円				

備考 法人課税信託に係るものにあつては、「法人名」の欄に法人課税信託の名称を併記すること。

第 号
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 閣

**法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の
延長の承認等通知書**

さきに申請のあった（承認した・承認及び指定をした）法人事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長（延長及び月数の指定・月数の指定・月数の指定の取消し・指定に係る月数の変更）については、地方税法（地方税法施行令）第 条第 項の規定により、次のとおり承認をした（承認及び指定をした・指定をした・申請を却下した・承認を取り消した・指定を取り消した・指定に係る月数を変更した）ので通知します。

承認（指定）の場合	災害その他やむを得ない理由による時	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
		延長した期限	年 月 日
	定款等の定め又は特別の事情による時	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日まで 以後の事業年度
		延長した期間 (指定した月数)	月間
却場下の合	却下の理由		
取場消しの合	取消しに係る事業年度	年 月 日から	年 月 日まで 以後の事業年度
	取消しの理由		
変更の場合	変更に係る事業年度	年 月 日から	年 月 日まで 以後の事業年度
	変更後の月数	月間	
	変更の理由		

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 閣

**法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る
申告書の提出期限の延長の承認等通知書**

さきに申請のあった（承認した・承認及び指定をした）法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長（延長及び月数の指定・月数の指定・月数の指定の取消し・指定に係る月数の変更）については、地方税法（地方税法施行令）第 条第 項の規定により、次のとおり承認をした（承認及び指定をした・指定をした・申請を却下した・承認を取り消した・指定を取り消した・指定に係る月数を変更した）ので通知します。

承認（指定）の場合	災害その他やむを得ない理由による時	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
		延長した期限	年 月 日
	定款等の定め又は特別の事情による時	適用事業年度	年 月 日から 年 月 日まで 以後の事業年度
		延長した期間 (指定した月数)	月間
却場下の合	却下の理由		
取場消しの合	取消しに係る事業年度	年 月 日から	年 月 日まで 以後の事業年度
	取消しの理由		
変更の場合	変更に係る事業年度	年 月 日から	年 月 日まで 以後の事業年度
	変更後の月数	月間	
	変更の理由		

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

(都道府県) 知事 様

千葉県 県税事務所長 様

法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の
延長等に関する通知書

地方税法施行令第24条の3第6項（第24条の4第8項（第24条の4の2・第24条の4の3第3項・第24条の5）において準用する同令第24条の3第6項）の規定により通知します。

法 人 名	
法 人 番 号	
主たる事務所又は事業所の所在地	
貴管内の事務所又は事業所の所在地	
適用事業年度	年 月 日からの事業年度分から 年 月 日まで 連結事業年度
申告書の提出期限の延長に関する処分等の内容	1 延長の承認をした。 2 指定をした。 3 指定に係る月数を変更した。 4 延長の処分を取り消した。 5 指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。
延長期間（期限） （指定した月数） （変更後の月数）	月間（ 年 月 日）
連 結 親法人	所 在 地 (電話)
	法 人 名
	法 人 番 号
備 考	

第 号
年 月 日

(都道府県) 知事 様

千葉県 県税事務所長 様

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る
申告書の提出期限の延長等に関する通知書

地方税法施行令第24条の3第6項（第24条の4第8項（第24条の4の2・第24条の4の3第3項・第24条の5）において準用する同令第24条の3第6項）の規定により通知します。

法 人 名	
法 人 番 号	
主たる事務所又は事業所の所在地	
貴管内の事務所又は事業所の所在地	
適用事業年度	年 月 日からの事業年度分から 年 月 日まで 連結事業年度
申告書の提出期限の延長に関する処分等の内容	1 延長の承認をした。 2 指定をした。 3 指定に係る月数を変更した。 4 延長の処分を取り消した。 5 指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。
延長期間（期限） （指定した月数） （変更後の月数）	月間（ 年 月 日）
連 結 親法人	所 在 地 (電話)
	法 人 名
	法 人 番 号
備 考	